

## 旭川地区サッカー協会 専門委員会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、旭川地区サッカー協会規約第27条に定める別表の専門委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成・任期)

第2条 専門委員会は、常任理事会で定めた担当常任理事、および委員をもって構成し、その任期は2年とする。委員は会長が必要と認めて推薦し、常任理事会の議を経て、会長が委嘱する。

### (役 員)

第3条 専門委員会に互選により委員長、副委員長、その他必要な役員を置く。

### (会 議)

第4条 専門委員会は、必要に応じ委員長が召集、開催し、会議の議長となる。  
2. 副委員長は委員長を補佐し、その職務を代行する。

### (分掌事務)

第5条 専門委員会の分掌事務は、別表のとおりとする。但し、どの委員会にも属さない 事務については、会長が常任理事会に諮って、いずれかの委員会に特命することができる。

### (経 費)

第6条 専門委員会の運営に必要な経費は、予算の範囲内で会が負担する。

### (報 告)

第7条 専門委員会の活動計画、報告、予算、決算については、必要のつど、常任理事会に報告する。

### (委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、各専門委員会の申し合わせにより定める。

付則 この規程は平成8年4月12日から施行する。  
この規程の一部改正は平成12年4月07日から施行する。  
この規程の一部改正は平成18年3月27日から施行する。  
この規程の一部改正は平成25年3月20日から施行する。  
この規程の一部改正は平成31年3月21日から施行する。

〔別 表〕

1. 社会人事業委員会
  - ・旭川社会人サッカー連盟の運営
  - ・社会人全道大会予選ほか各種地区大会の運営
  - ・旭川サッカーリーグの運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
2. 大学生事業委員会
  - ・学生全道大会予選ほか各種地区大会の運営
  - ・旭川学生サッカーリーグの運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
3. 第2種事業委員会
  - ・高校生全道大会予選ほか各種地区大会の運営
  - ・旭川高校サッカーリーグの運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
4. 第3種事業委員会
  - ・中学生全道大会予選ほか各種地区大会の運営
  - ・旭川中学サッカーリーグの運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
5. 第4種事業委員会
  - ・少年団全道大会予選ほか各種地区大会の運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
6. キッズ委員会
  - ・キッズへの各種サッカー教室などによる普及
  - ・フェスティバルなどイベントによる普及
7. 女子事業委員会
  - ・女子全道大会予選ほか各種地区大会の運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
8. 審判委員会
  - ・審判の研修会・講習会の開催
  - ・審判員の掌握と派遣
  - ・審判員への情報提供、指導
9. 技術委員会
  - ・技術の研修会・講習会の開催
  - ・指導者の掌握と派遣
  - ・指導者への情報提供、指導
  - ・旭川代表選手団の選考と指導
  - ・指導者養成
  - ・各種サッカー教室などによる普及
  - ・講演会などイベントによる普及
10. フットサル委員会
  - ・フットサルの研修会・講習会の開催
  - ・フットサル全道大会予選他各種大会の運営
  - ・旭川フットサル連盟の運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
11. シニア委員会
  - ・シニア全道大会他各種地区大会の運営
  - ・旭川シニアサッカー連盟の運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整
12. チャレンジド委員会
  - ・知的障がい及び精神障がいのある人のサッカーに関する指導と支援
  - ・その他の障がいのある人のサッカーに関する指導と支援
  - ・関係機関・団体との連絡調整
13. 情報委員会
  - ・協会事業の広報宣伝
  - ・旭川サッカー機関紙の発行
  - ・旭川地区サッカー協会に関するホームページ等の管理・運営
14. 財務施設委員会
  - ・賛助会との連携、協力、基金運用など財務の強化
  - ・収益事業の開催
  - ・施設の整備促進
  - ・施設の維持管理促進
15. 医事委員会
  - ・各種スポーツ医学情報の提供
  - ・発育期特有障害の研究、指導
  - ・協会イベントの医務
  - ・施設の維持管理促進
16. 総務企画委員会
  - ・中期運営計画の策定
  - ・新規事業の検討
  - ・式典及び表彰の企画運営
  - ・関係機関・団体との連絡調整、交際